




彦根愛知犬上地域ごみ処理施設に関する請願書


紹介議員

西川正義 

夏川嘉良 

上杉正敏 

獅山向洋 

北川元気 

安澤 勝 

1 請願の趣旨

- (1) 請願者は、彦根愛知犬上広域行政組合（以下、広域行政組合と云います。）が行った新ごみ処理施設建設候補地の公募に応募した自治会及びその関連団体です。
- (2) 本年6月30日、広域行政組合の管理者である大久保貴 彦根市長（以下、管理者と云います。）は、「新ごみ処理施設の建設地（以下、建設地と云います。）として愛荘町竹原を選定する」と公表しましたが、この建設地選定に至るまでの経過については、多くの疑問点がありますので、以下、それを指摘しておきたいと思います。
- (3) 広域行政組合は、建設地選定のために「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」（以下、選定委員会と云います。）を設置し、同委員会は平成29年2月に「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定結果報告書（概要版）」（以下、委員会報告書と云います。）を公表しましたが、この委員会報告書には、次のような疑問点があります。
  - ① 委員会の委員の構成については偏りがあり、公平・公正な構成及び選任ではないと考えます。
  - ② 評価項目に全くウエイトを付けず、一律に3点としたことに強い疑問を持っております。
  - ③ 特に、今後、1市4町の15万人余の地域住民（以下、地域住民と云います。）が負担しなければならない、いわゆるイニシャルコストとランニングコストについて、造成費および用役整備費・用地取得費・道



路整備・収集運搬効率などの項目に細分化し点数化した結果、各応募地について住民が、今後、真に支払って行かねばならない財政的な金額に関する説明がなされておりません。

このような地域住民に理解できないような点数化方式で建設地の選定を行うのでは、地域住民への説明責任を果たしたとは云えないと考えます。

④ さらに、選定委員会の点数配分及び採点についても多くの疑問点があります。

イ 適正評価に関しては、選定要件による評価を80点満点、各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価を20点満点としています。その配点の根拠について説明がありません。

ロ 各項目の重要度や項目間の相互関係の評価については、各項目に関する重要度や項目間の相互関係について具体的な説明が全くなく採点そのものに信用性が認められません。

ハ その採点においても、ある委員は零点から満点まで極端な採点を行っており、しかも、その採点の妥当性について全く説明がなく、このような採点は、その委員の行き過ぎた主観に基づいているのではないかとの強い疑問があります。

ニ このような主観的で信頼性のない採点の方法により、80点満点で1位であった応募地が20点満点を加えた100点満点では最下位に転落する一方、80点満点で3位であった応募地が20点満点を加えた100点満点では2位に浮上し、その結果、管理者は浮上したこの応募地を建設地に選定したのですから、極めて主観的で根拠のない20点満点の採点が建設地選定に決定的な役割を果たしたと云っても過言ではありません。

ホ ところが、これほど重要な20点満点の採点について、管理者は、各委員の氏名及び採点結果は公表しないと云うのであり、これでは20点満点関係の採点は完全なブラックボックスとなり、今回の建設地選定は透明性を欠く不公正な選定と云わざるを得ず、各応募地関係者はもとより、地域住民も納得しないに相違ありません。

(4) 請願者は、彦根市長、川嶋彦根市副市長及び4町の町長で構成する彦根愛知犬上広域行政組合のごみ処理施設に関する7回の管理者会議に関する会議録を拝見しました。

① この管理者会議においては、結局、管理者会議としての結論は出ておりません。

その原因は、管理者会議における建設地選定のためのルールが予め決められていなかったからだと考えますが、このような状態で管理者会議が本来の役割を果たしたと云えるのでしょうか。

- ② 管理者が愛荘町竹原を選定した経緯についても、管理者会議の経過から考えますと「管理者に一任したのではないが、管理者の責任において決定するのならばよい」と云うような曖昧なものであり、しかもこのルールについても副管理者の発言は様々で、最終的にルールとする採決を行った形跡はなく管理者に権限を付与したとは言えないと考えます。
- ③ しかも、管理者は、第6回管理者会議までは、副管理者である川嶋彦根市副市長とともに彦根市内の応募地を選定するように、4町の町長に働きかけていたにもかかわらず、第7回管理者会議において、突然、愛荘町竹原に選定すると発言したのであり、このような極端な言動の変化については地域住民に対し詳細な説明を行うべき責任があると考えますが、管理者は具体的な説明を全く行っておりません。
- ④ このように管理者が建設地を愛荘町竹原に選定すると公表するに至る経過を検討しても、管理者会議に何らルールがなかったばかりか、管理者自身が説明責任を果たさず、その後、この建設地選定をめぐって川嶋彦根市副市長の辞任問題まで報道されるに至ったのであり、このたびの建設地選定については解明すべき多くの疑問が存在するのです。

(5) 以上、今回の建設地選定については、選定委員会から管理者会議に至るまで、多くの疑問点があるのですが、どれだけ多くの疑問点があろうとも、それを解明し、その結果によっては建設地選定及び変更について関与する権限は広域行政組合議会にしかありません。

つきましては、今後も地域住民のごみ処理問題に対する協力は必要不可欠であり、そのためにはごみ処理施設の建設地選定についても地域住民に対する十分な説明と地域住民の納得が非常に重要ですので、請願者は、広域行政組合議会に対し、請願し組合議会において採択をいただきました。

また、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として条例化をしていただきました。

(6) 請願者は、建設地公募について応募した団体であり、利害関係者ではないかとの疑問を持たれるかも知れません。

確かに、請願者としては建設地として選定されることを望んでおりましたし、現在も望んでいることを否定いたしません。今回の建設地選定の経過については、縷々述べましたように、余りにも解明すべき疑問点が多

いので、あえて請願することにした次第ですので、その点についての請願者の心情にご理解賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、請願者としましては、彦根市議会におかれまして建設地選定の疑問を解明され、地域住民が納得できる説明が尽くされて建設地選定あるいは変更に関与されますように、請願するものです。

## 2 請願事項

ごみ処理施設の建設地選定については、彦根愛知犬上広域行政組合が慎重に審議されるよう意見書を提出されることを請願します。

平成 29 年 9 月 7 日

請願者

住所 彦根市原町 919 番 6

氏名 原町自治会 会長

原 清 恵



代表者

住所 彦根市原町 360 番地

氏名 原開発委員会 会長

原 多 喜 彌



彦根市議会議長

八木 嘉之 様